

生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について（案）

農 林 水 産 省

平成16年7月29日

1 制定の趣旨

BSEの発生や最近の食品の偽造表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全性に関する不安や食品表示に対する不安が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、トレーサビリティシステムの導入など「農場から食卓まで」顔の見える仕組みを整備することが求められており、この一環として、食品の生産履歴（生産者、収穫期間、使用資材の状況等）に関する情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認証するJAS規格制度を導入し、既に生産情報公表牛肉の日本農林規格及び生産情報公表豚肉の日本農林規格が制定されており、引き続き農産物を対象とする生産情報公表農産物の日本農林規格を制定することとする。

2 制定の内容

生産情報公表農産物の日本農林規格は、公表する生産情報等の定義、生産の方法についての基準及び品質に関する表示の基準を主な内容とする。

生産情報公表農産物の日本農林規格の検討について

規 格 制 定 の 論 点	検 討 方 向
○生産情報の公表単位 ・生産単位識別番号という言葉は紛らわしいため代えた方がよい。 ○公表される生産情報 ・収穫期間を1週間で区切るのは無理。 ・収穫期間を限定しないで作物に応じ柔軟性のある対応ができないか。 ・ロットが大きくなるような公表のしかたを検討してほしい。 ・最終的には消費者がロットの大きさを判断して購入することからロットに関して制限しない方がよい。 ・収穫期間とロットについては提出された案を支持したい。 ・農薬の使用回数等は最大の回数等を書けばいい。 ・ほ場の所在地は、小さなほ場が分筆されている場合は、「以下○筆」としてほしい。 ○その他 ・輸入農産物の輸入時の食品添加物、燻蒸剤などのポストハーベスタの取扱はどうなるのか。	・「生産単位識別番号」→「農産物識別番号」 ・収穫日、農薬の使用回数等の情報は、ピンポイントの単一の情報として公表されるのが望ましいが、ある程度の量がまとまったロットとなることが重要であるため、収穫期間に制限を設けないこととする。 ・公表される収穫期間の幅は限定しないことから、ロットの大きさ等を勘案して生産者の判断で収穫期間を決め、公表することとなる。その場合、情報の幅が大きければ、市場や消費者に評価されず淘汰されていくと考えている。 ・この制度は生産情報を可能な限り正確に消費者に伝えることを目的としていくことから、最小値と最大値を公表する必要がある。 ・この制度は生産情報を可能な限り正確に消費者に伝えることを目的としていくことから、全てのほ場の住所を番地まで公表する必要がある。ただし、一つのほ場がいくつにも分筆されている場合は「～以下○筆」と公表することを認め、Q&Aで明らかにしたい。 ・生産情報公表JASは、生産に係る情報を対象としており、収穫後（生産者による調整段階を含む。）に使用されるポストハーベスタの管理は対象としていない。

生産情報公表農産物の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 生産者（ほ場における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び連絡先 (2) ほ場の所在地 (3) 収穫期間 (4) 生産者が使用した農薬（特定防除資材を除く。）の用途別分類、名称及び使用回数（複数のほ場を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場間又は生産者間で農薬の使用回数が異なる場合には、農薬の名称ごとに最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） (5) 生産者が使用した特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数（複数のほ場を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場間又は生産者間で特定防除資材の使用回数が異なる場合には、特定防除資材の名称ごとに最も少ない使用回数と最も多い使用回数の情報） (6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材を除く。）の種類及び施用量（複数のほ場を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場間又は生産者間で肥料の施用量が異なる場合には、肥料の種類ごとに最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場を管理している場合又は生産者が複数の場合であって、ほ場間又は生産者間で土壌改良資材の施用量が異なる場合には、土壌改良資材の種類ごとに最も少ない施用量と最も多い施用量の情報） (8) 生産者が使用又は施用したその他の生産資材の名称
生産情報公表農産物	次条から第6条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	農産物の生産単位を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
農薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項（同条第2項の規定により農薬と見なされる天敵を含む。）の農薬のうち同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けた農薬をいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたものをいう。
特定防除資材	農薬取締法第2条第1項の特定農薬をいう。
肥料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項の特殊肥料及び普通肥料をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
土壌改良資材	地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）で規定

	する土壌改良資材をいう。
生産者が使用又は施用したその他の生産資材	生産者が農産物に使用又は土壌に施用した生産資材のうち、この表の(4)から(7)まで以外のものをいう。

(生産情報公表農産物の規格)

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実在即して公表していることとする。

(生産情報公表農産物に関する化学合成農薬等の平均使用回数等の公表)

- 第4条 生産情報公表農産物について、生産情報に併せて次項及び第3項に定める情報を公表する場合には、これらの項に定めるところにより公表するものとする。
- 2 当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物について使用される化学合成農薬の平均使用回数を考慮して都道府県が定める農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）に対する現に使用した化学合成農薬の使用回数の割合を一から減じた割合（当該割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に十を乗じた割合を削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）として公表する場合には、平均使用回数を公表しなければならない。
- 3 当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物について施用される化学肥料の平均窒素成分量を考慮して都道府県が定める窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）に対する現に施用した化学肥料の窒素成分量の割合を一から減じた割合（当該割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に十を乗じた割合を削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）として公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を10アール当たりで換算した量を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実在即して公表しなければならない。この場合においては、併せて平均窒素成分量を10アール当たりで換算した量を公表しなければならない。

(表示の基準)

第5条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）第3条第1項第1号に掲げる事項、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号

	小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示の基準)

第6条 生産情報公表農産物について、化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を表示する場合にあつては、次項から第4項までに定めるところにより行うものとする。

- 2 化学合成農薬削減割合を表示する場合には、平均使用回数を公表しなければならない。
- 3 化学肥料削減割合を表示する場合には、現に施用した化学肥料の窒素分量を10アール当たりで換算した量を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保持し、事実即して公表しなければならない。この場合においては、併せて平均窒素分量を10アール当たりで換算した量を公表しなければならない。
- 4 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示の方法については、
 - (1) 化学合成農薬削減割合の表示にあつては、「当地比 ○削減(使用回数)」又は「○○地域比 ○削減(使用回数)」
 - (2) 化学肥料削減割合の表示にあつては、「当地比 ○削減(窒素成分)」又は「○○地域比 ○削減(窒素成分)」と記載すること。

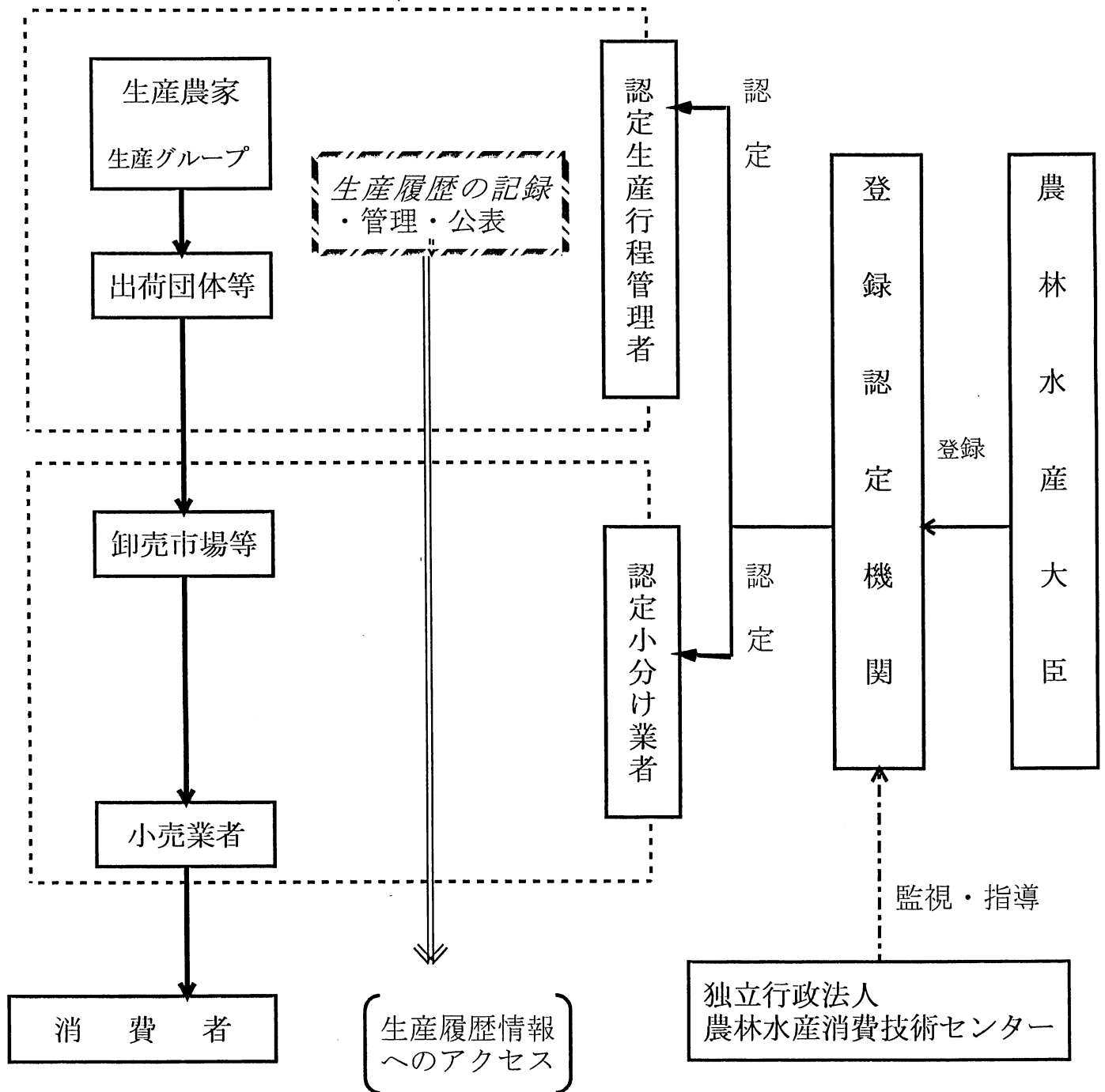
(公表禁止情報)

第7条 生産情報公表農産物の生産情報以外の情報(第4条第2項及び第3項に定める情報を除く。)を公表する場合は、次に掲げる情報を公表してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる情報
- (2) 生鮮食品品質表示基準第3条の規定並びに玄米及び精米品質表示基準第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する情報
- (3) 原料玄米(玄米及び精米品質表示基準第2条に規定する原料玄米をいう。)が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す情報
- (4) 未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す情報
- (5) 新米である旨の情報(原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ若しくは包装された精米を除く。)
- (6) 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米

- の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年（使用割合を、産地、品種又は産年のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさに付してあるものを除く。）を表す情報
- (7) 産地、品種又は産年を表示する場合にあっては、これらのうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさに付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す情報
- (8) その他農産物の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の情報

生産情報公表農産物のJAS規格の認証の仕組み



公表情報の項目

農産物識別番号
生産者の氏名、住所及び連絡先
ほ場の所在地
収穫期間
農薬の用途別分類、名称及び使用回数
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数
肥料の種類及び施用量
土壌改良資材の種類及び施用量
その他の生産資材の名称

表示事項及び公表情報

○表示例（容器、包装、農産物に近接した掲示等）

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん（生産情報公表農産物）
〇〇県産

生産情報の公表の方法 <http://www.?.?.co.jp>



登録認定機関

○公表情報の例

農産物識別番号	1 2 3 4 5 6 7			
生産者の氏名及び住所	農林太郎 県市町村名番地			
生産者の連絡先	電話番号			
ほ場の所在地	県市町村名番地			
収穫期間	平成〇〇年〇〇月〇〇～平成〇〇年〇〇月〇〇			
農薬の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	当地の平均使用回数
	殺虫剤	マシン油乳剤	0～1回	
		アセタミブ・リド®水溶剤	1回	
		ビフェントリン水和剤	1回	
	殺菌剤	クレソキシムメチル水和剤	1回	
		マンゼブ®水和剤	1回	
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	
	—	—	—	
肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量		当地の平均窒素成分量
	配合肥料	25kg/10a		
	なたね油かす及びその粉末	200kg/10a		
	たい肥	2,000kg/10a		
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量		
	—	—		
生産者が使用又は施用したその他の資材の名称	石けん、牛乳			

表示事項及び公表情報
 <当地比の削減割合を表示する場合>

○表示例（容器、包装、農産物に近接した掲示等）

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん（生産情報公表農産物）

〇〇県産 当地比 5割減（使用回数）

 当地比 8割減（窒素成分）

生産情報の公表の方法 <http://www.??co.jp>



登録認定機関

○公表情報の例

農産物識別番号	1 2 3 4 5 6 7				
生産者の氏名及び住所	農林太郎 県市町村名番地				
生産者の連絡先	電話番号				
ほ場の所在地	県市町村名番地				
収穫期間	平成〇〇年〇〇月〇〇～平成〇〇年〇〇月〇〇				
農薬の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数	削減割合	当地の平均使用回数
	殺虫剤	マシン油乳剤	1回		
		アセタミフリド水溶剤	1回		
		ヒフエントリン水和剤	1回		
	殺菌剤	クレゾキシムメチル水和剤	1回		
		マンゼブ水和剤	1回		
合 計		5回	5割	10回	
特定防除資材の用途別分類、名称及び使用回数	用途別分類	名 称	使用回数		
	—	—	—		
肥料の種類及び施用量	種 類	施 用 量		削減割合	当地の平均窒素成分量
	配合肥料	25kg/10a(窒素 2kg/10a)			
	なたね油かす及びその粉末	200kg/10a (—)			
	たい肥	2,000kg/10a (—)			
化学肥料の窒素成分量合計		窒素 2kg/10a		8割	窒素 10kg/10a
土壌改良資材の種類及び施用量	種 類	施 用 量			
	—	—			
生産者が使用又は施用したその他の資材の名称	石けん、牛乳				

これまでの検討を踏まえてQ & Aで規定する事項

1 生産者の住所

住所は番地まで公表することとしたい。

公表情報例（生産者個人の場合）

【生産者の氏名：〇〇 〇〇】

【生産者の住所：〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号】

公表情報例（複数の生産者の場合）

【生産者の氏名：〇〇 〇〇】

【生産者の住所：〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号】

【生産者の氏名：□□ □□】

【生産者の住所：□県□市□町□丁目□番□号】

：

：

2 ほ場の所在地

生産に関する基本情報を基本的にすべて公表するという生産情報公表JASの性格上、ほ場の所在地の住所を一部省略することは適当でなく、住所は番地まで公表することとしたい。

ただし、一つのほ場がいくつにも分筆されている場合は、「～以下〇筆」と公表することを認めることとしたい。

公表情報例

【〇県〇市大字〇〇番地】

【△県△市大字△△番地】

【□県□市大字□□番地 以下〇筆】

3 任意情報

任意で公表する情報であっても、公表すべき生産情報のほか、例えば、品種や栽培方法といった生産情報についても合わせて公表することが可能としたい。

ただし、「生鮮食品品質表示基準」や「玄米及び精米品質表示基準」の一般誤認防止ルールと同様の考え方にに基づき、任意で公表する情報については、消費者に誤認を与えないものでなければならない。

4 農薬の使用回数

農薬の使用回数には、種子消毒の回数も含む（農薬取締法施行規則等において、農薬の総使用回数について、は種のための準備期間を含めた期間における総使用回数とする旨を明確化するための改正を予定）ものとしてほしい。

5 記録の期間

記録は農作物ごとに前作収穫後から当該農産物の収穫終了までの情報としたい。

6 10a 当たりの肥料の施用量

10a 当たりの施用量の計算は、ほ場ごとに行う（異なるほ場の施用量を合算して計算することは不可）ことにしたい。

7 生産者が使用又は施用したその他の資材の名称について

その他の資材は、農作物に使用される又は土壤に施される資材であり、パイプ、マルチ、ビニール等の生産資材は含まないこととしたい。

8 特別栽培農産物の取扱

生産情報公表農産物であって、特別栽培農産物ガイドラインの基準を満たしているものについては、特別栽培農産物である旨の表示を認める。なお、現在の特別栽培農産物ガイドラインとの整合性を図る観点から、当該ガイドラインの表示にあたっても、使用資材の使用状況については店頭での表示義務をなくしインターネット又はFAX等での公表を認める方向で検討することとしたい。

生産情報公表農産物の J A S 規格制定の経過及び今後のスケジュール

部会等の 開催年月日	内 容
H15.12.09	J A S 調査会部会（第 1 回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあたっての仕組みの考え方）
H16.02.16	J A S 調査会部会（第 2 回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあたっての仕組みの考え方）
H16.05.27	J A S 調査会部会（第 3 回） 生産情報公表農産物の日本農林規格の制定について （規格制定にあたっての仕組みの考え方）
H16.07.29	J A S 調査会部会（第 4 回） 生産情報公表農産物の日本農林規格(案)について
	部会終了後（3 ヶ月程度） ・パブリックコメント 30 日 ・ W T O 通報 60 日
H16.11 ～ 12 予定	J A S 調査会総会 生産情報公表農産物の日本農林規格(案)について
	J A S 規格 文書審査
年度内	告示予定